

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 27 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530090

研究課題名(和文)新保険法下における保険法理論の再構築

研究課題名(英文)Reconstruction of insurance law theory in the new insurance law

研究代表者

山下 典孝 (YAMASHITA, NORITAKA)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：00278087

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：新しい保険法において、保険法が施行される以前の判例理論等が、そのまま適用されるのか否かを検討した。その上で、適用されないとした場合、新たな理論的な問題について、どのように考えるべきであるかについて検討を行った。告知義務違反による契約解除、重大事由解除、傷害保険における偶然性の立証責任に関する問題等について、論文、判例研究等の研究成果を公にした。

研究成果の概要(英文)：In new Insurance Act, such as previous case law theory that insurance law is enforced, it was investigated that the whether is directly applicable. On top of that, if you are not to be applied, for the new theoretical problem, we consider about how to in either considered. The contract termination by notice obligation violation, serious grounds release, issues concerning the burden of proof of chance in injury insurance, were publicly paper, the research results of such precedents research.

研究分野：保険法

キーワード：保険法 傷害疾病損害保険契約 請求権代位 保険者の免責 重大事由解除 危険増加による解除 告知義務違反 司法書士賠償責任保険

1. 研究開始当初の背景

平成20年6月6日に公布され平成22年4月1日より施行された保険法においては、契約者保護の観点から片面的強行規定の導入、共済も保険契約の対象として民事基本法として、民法の特別法との位置付けとして成立したものである。

本研究は、認可された保険法対応約款が、旧来の保険法での保険法独自の理論や判例法理との関係で、どのような位置付けを持つこととなるか、保険法との関係で、新たな解釈上の問題や課題を生じているかを検証し、その上で、理論と実務に与える影響を踏まえて、新たな解釈論を展開することを目的とするものである。

新しい保険法における具体的な問題については、これから具体的な運用も含めて問題となることが考えられる。このような問題意識や背景を前提に研究を行うことを考えた。

2. 研究の目的

総論的な問題としては、例えば、告知義務に関する告知事項に関して危険に関する重要事項以外の事項に関して告知すること自体が片面的強行規定に反し許されないと解されるか、保険法の片面的強行規定は及ばず契約自由の原則の問題と解し、その義務違反に関しては一般法理として処理すればよいか、告知義務違反と保険事故との間の因果関係を巡ってのその立証の程度に関して、旧来の判例法理のままでよいか、告知義務違反解除はせずに、保険給付のみを免責とすることは理論的に可能か、等、告知義務を巡る細かな点が今後検討されなければならないと考えている。

損害保険契約に関しては、保険法においては責任保険契約について、被害者の責任保険契約における保険給付の先取特権が認められているが、この制度の運用によってこれら生じるであろう。具体的な問題としては、加害者である被保険者が免責許可決定を受け

た後でも、責任保険契約に基づき保険給付について被害者は先取特権を行使することが許されるかという問題がある。

さらに、保険法においては、傷害疾病損害保険契約は、損害保険契約の一種として位置付けられている。保険法施行後、傷害疾病損害保険契約として位置付けられる人身傷害補償保険契約の約款上生じる問題を理論的にどう捉えるか、すなわち、被保険者が傷害事故を原因として死亡した場合、被保険者の法定相続人が自己固有の権利として、人身傷害補償保険金を取得するのか、相続財産として承継取得するのか、また固有権として取得できるのは、被保険者自己過失部分に相当する保険金に限定されるのか(もっとも訴訟基準差額説を採る近時の裁判例や学説の趨勢を考えれば、このような考え方そのものが否定されることになるかも知れないが)が重要な問題となる。この問題について、約款上対応がなされているかも問題となり、また保険募集においても、加入者に事前に説明を要するものと考えられる。無保険車傷害補償条項に関しても同じ問題が生じることとなる。

次に傷害疾病定額保険契約についても、特に医療保険に特化した保険契約において、保険法の片面的強行規定と約款条項との関係が問題となる場合がある。特定疾患のみを担保する医療保険において、保険法の規定を厳格に適用した場合には、加入者を制限するとか、廉価な保険料で広い担保を提供する医療保険の販売を自粛せざるを得ないような状況が発生する懸念があるという話を聞いたことがある。このような実態が、法理論的に考えて真実なのか、また真実ならば、法解釈論として何らかの対応が可能か、あるいは立法的に何らかの手当を要するのかについて検証することを考えている。

生命保険契約に関しては、保険金受取人変更に関する新たなルールや介入権の導入等によって特に従来判例理論や学説の理論

が保険法下においてどこまで維持されるか、また新約款における新たな解釈上の問題について検証することを考えている。

3. 研究の方法

保険契約法は、実務的な学問分野であることから、実務状況を正確に把握する必要がある。そこで研究者のみならず弁護士、保険会社の実務家が参加する研究会に参加して知見を高めることや、具体的に実務で問題となっている論点を探るために、保険金支払査定や、約款作成部門等への訪問調査を実施した。

立命館大学商法研究会、保険事例研究会、損害保険判例研究会、生命傷害判例研究会等において研究報告するだけではなく、研究テーマに関連する報告がある場合には積極的に研究会に参加することも行った。

具体的には、保険法施行後の保険契約上問題となる点が争点とされた裁判例を手がかりとして、理論的な問題を抽出し、それに付いて保険法施行前の理論と、保険法施行後の議論とを対比する等、理論的な問題を中心に検討を加える方法を行った。

4. 研究成果

(1) 任意自動車保険に適用される約款における酒気帯免責条項は、そもそも告知事項に関する事項ではない状態免責条項を定める条項であることから保険法 29 条の危険増加の通知義務の適用はない。酒気帯免責条項の適用に関して刑事罰の対象とならない場合についてまで当該条項の適用を認めることについて批判的な見解が主張されている。しかし、現行の酒気帯免責条項の規定が改定された趣旨や、酒気帯運転に関する社会状況その他の理由等を考慮すれば、このような批判を肯定することはできないと考える。

(2) 保険法においては告知義務を質問応答義務として、因果関係不存在特則については片面的強行規定とされた。無免許者による免

許証の色の告知が告知義務違反にあたり、詐欺にもあたるとして保険者の免責が認められるとした事案である仙台高判平成 24 年 11 月 22 日における事案において、他社とは異なる取り扱いをしているのであれば、告知事項の質問内容については、契約者に理解できる工夫が必要であると考えられる。また本件における交通事故は被保険者の酒気帯運転が主たる原因である。免許証の有無が告知事項と仮に考えたとしても、告知義務違反の事実と本件交通事故との関係においては、素直に考えれば因果関係は存在しないと考えるべきである。また保険法においても告知義務と民法の意思表示の瑕疵に関する規定の重畳適用が認められると解する見解を支持する。しかし保険法において告知義務を片面的強行規定とした趣旨等も踏まえた適用を考える必要があるものと考えている。このような観点から私見では当該裁判例の結論に反対する。

(3) 人身傷害補償保険や無保険車傷害保険は保険法施行後における法的性質に関して議論がある。私見はこれらの保険契約の法的性質は傷害疾病損害保険契約（保険法 2 条 7 号）と位置付けている。これらを前提に、前者では傷害保険金が定額給付されることになるが、傷害疾病損害保険契約では傷害保険金の実損填補されることとなる相違があるが、傷害保険金の支払要件である偶然性の意義には相違はない。そのように解しないと、同じ保険約款中における保険金支払要件を定める約款条項における文言が異なる内容となってしまう、特段の理由なしに同一の文言を用いながら異なった解釈をすることに合理的な説明がつかなくなってしまう。従って、人身傷害補償保険契約における傷害概念である「偶然性」については、搭乗者傷害保険契約、自損事故保険契約と同様に、保険金請求権者が負うべきことになると考える。

人傷保険契約は、絶対説的な取扱で開発か

つ運用がなされてきたものが、訴訟において訴訟基準差額説を支持する裁判例や学説が趨勢をなし、2つの最高裁判決により、この立場は確定した。訴訟基準差額説にともなう実務上の問題について整合的な解釈が難しい場合には、訴訟基準差額説を前提にさらなる約款改定を行い、不備を改善するか、人傷保険契約においては代位請求権を行わない定額給付型の傷害疾病定額保険契約（保険法2条9号）にその法的性質自体を変更する等の対応も選択の余地として考える必要が出てくるのかも知れないと考えている。

（4）交通事故の被害者が健康保険を利用し治療を行う場合がある。この場合、治療費等の支払いに対し保険給付を行った健康保険の保険者が、加害者及び加害者が加入している自動車保険の保険者に対して求償を行うことがある。近時、特に被害者の症状固定後の治療費等の求償を巡り健康保険の保険者と加害者が加入している自動車保険の保険者との間で見解の相違があり、紛争が生じている。症状固定後の治療費と交通事故との因果関係、対人賠償責任保険会社の賠償金支払実務との関係、健康保険組合が代位する請求権の法的性質やその要件を検討した上で、健康保険組合の症状固定後の治療費における代位請求に関し否定的な見解が支持されると考える。

（5）法80条3号所定の給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人がいた場合には、その他の保険金受取人の保険給付部分は免責の対象外とされている（法80条本文ただし書）。しかし、免責の対象となる保険金受取人が保険契約者を兼ねていた場合には、法80条2号の適用により、他の保険金受取人の保険給付部分も含めた保険給付全部について免責の効果が及ぶことになる。他の保険金受取人の利益よりも法80条2号の適用が優先される理由としては、保険契約者は契約当事者として保険料支払

義務を負い、生命保険契約の処分権そのものを有していること、すなわち、保険契約者は保険事故発生まではいつでも保険金受取人の変更を行うことができ、保険金受取人の地位は保険契約者との関係では劣後する関係にあること、保険契約者の意思表示の瑕疵等により保険契約者の効力が否定される場合や、告知義務違反その他の保険者免責が認められる場合があること等の他の制度との整合性が必要であること、が考えられる。

（6）保険業界における反社会的勢力排除の取り組みの一環として、本条3号の包括条項の具体的条項として、平成24年4月1日、いわゆる、暴力団排除条項として生命保険約款において導入された。そのため、本条3号の要件とされる信頼関係破壊、及び契約存続の困難性、という2つの要件がそれぞれ充足しているかが、問題となる。反社会的勢力に属すること自体で保険金不正請求を招来する高い蓋然性があることをもって信頼関係が破壊されたと考えることは、モラルリスク排除を念頭に置く重大事由解除の趣旨に反するものではないと考えられる。反社会的勢力に属する者は保険金不正請求を招来する高い蓋然性があることから、そのこと自体で契約継続が困難といえること、政府方針や保険会社向けの総合的な監督指針（-3-10-1）において、保険会社が反社会的勢力として一切の関係を排除することが求められていること等から、この要件も認められるものと解される。モラルリスク事案等の保険制度の健全性を害する行為の排除を目的とした重大事由解除の保険法の趣旨は暴力団排除条項の規定目的と合致すること、暴力団排除条項がもたらす効果も重大事由解除の予定する範囲内にあることから、当該条項が片面的強行規定に実質的には反することにはならないと解される。もっとも、このような重大事由解除の具体的な条項が設けられる以前に締結された既契約についても当

然に当該条項を適用し、契約を解除できるかについては、さらに詳細な検討が必要と考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 10 件)

山下典孝、健康保険の保険者による求償請求に関する一考察、損害保険研究、査読無、77 巻 1 号 (2015) 131 - 147

山下典孝、損害賠償請求訴訟において認められた弁護士費用と弁護士費用等担保特約に基づく保険金請求との関係、新・判例 Watch、査読無、16 号 (2014) 115-118

山下典孝、火災共済契約における詐欺行為を理由として生命共済契約の解除を認めた事案、保険事例研究会レポート、査読無、279 号 (2014) 10 - 18

山下典孝、企業総合保険契約に基づく利益喪失保険金額の算定、私法判例リマックス、査読無、49 号 (2014) 98-101

山下典孝、損害保険判例研究 集中豪雨、道路冠水から下車避難中の濁流による被保険者の溺死につき運行起因性の要件を満たさないとして自賠責保険金請求を棄却した事案、損害保険研究、査読無、76 巻 1 号 (2014) 231 - 248

山下典孝、法律専門職業人賠償責任保険における一考察、青竹正一先生古稀記念論文集 企業法の現在、査読無 (2014) 583 - 595

山下典孝、無免許者による免許証の色の告知が告知義務違反にあたり、詐欺にもあたるとして保険者の免責が認められるとした事案、新・判例 Watch、査読無、13 号 (2013) 129 - 123

山下典孝、無保険車傷害保険における保険金支払対象範囲と遅延損害金の法定利率とが争われた事案、新・判例 Watch、査読無、12 号 (2013) 135 - 138

山下典孝、人身傷害補償保険をめぐる新たな問題、阪大法学、査読無、62 巻 3・4 号 (2012) 127 - 156

山下典孝、酒気帯び免責条項に関する一考察、保険学雑誌、査読無、618 号 (2012) 1 - 15

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 3 件)

落合誠一監修・編著、分担執筆：山下典孝、公益財団法人損害保険事業総合研究所、保険法コンメンタール(損害保険・傷害疾病保険) 第 2 版、(2014) 1-210

山下友信 = 永沢徹編著、分担執筆：山下典孝、第一法規株式会社、論点体系保険法 2 (2014) 1 - 424

山下友信 = 永沢徹編著、分担執筆：山下典孝、第一法規株式会社、論点体系保険法 1 (2014) 1 - 455

〔産業財産権〕
出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山下 典孝 (YAMASHITA NORITAKA)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号：00278087